

社団法人全国労働基準関係団体連合会定款

(昭和63年4月1日制定)

改正	平成元年8月11日	平成15年3月31日
	平成3年4月5日	平成16年3月31日
	平成5年6月29日	平成16年6月8日
	平成6年4月1日	平成18年7月21日

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、社団法人全国労働基準関係団体連合会(略称「全基連」)という。

(事務所)

第2条 この会は、主たる事務所を東京都港区西新橋2丁目16番2号に置く。

(目 的)

第3条 この会は、第5条の会員が行う事業活動の促進を図るほか、労働基準法及び同関係法令の普及、適正な労働条件の確保、労働者の福祉の増進等を図るために必要な事業を行うことにより、労働福祉の向上と産業の健全な発展に寄与することを目的とする

(事 業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 労働基準法及び同関係法令の普及徹底並びに一般労働条件の改善・向上等に関する啓発を行うこと。
- (2) 一般労働条件等に関する相談、指導及びその他の援助を行うこと。
- (3) 一般労働条件に関する調査研究を行うこと。
- (4) 一般労働条件に関する情報及び資料を収集し、提供を行うこと。
- (5) 一般労働条件等に関する教育、研修を行うこと。
- (6) 関係官庁との連絡及び関係諸団体との連絡提携に関すること。
- (7) 会員が行う事業に関する連絡調整並びに相談、指導及び協力援助を行うこと。
- (8) その他この会の目的達成に必要な事業を行うこと。

第2章 会 員

(種 別)

第5条 この会の会員は、次の3種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正 会 員 この会の目的に賛同して入会した都道府県単位に設置されている労働基準関係団体
- (2) 賛助会員 この会の事業を賛助するため入会した事業主、事業主の団体又は個人
- (3) 名誉会員 この会に特別の功勞のあった者等で別に定めるところにより、総会において推薦された者

(入 会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 正会員の入会は、総会が別に定める基準により、理事会がその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

3 賛助会員の入会は、総会が別に定める基準により、会長がその可否を決定し、本人に通知するものとする。

(会 費)

第7条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(4) 2年以上会費を滞納したとき。

(5) 除名されたとき。

(退 会)

第9条 正会員及び賛助会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この会の定款又は規則に違反したとき。

(2) この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の会費、賛助会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役 員 等

(役員の種類及び定数)

第12条 この会に、次の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副 会 長 3名以内

(3) 専務理事 1名

(4) 常務理事 3名以内

(5) 常任理事 8名以上10名以内

(6) 理 事 13名以上18名以内(会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事を含む。)

(7) 監 事 2名以内

(役員の選任等)

第 13 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事は、理事会において理事の互選によりこれを定める。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(役員の職務)

第 14 条 会長は、この会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた順位により、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この会の常務を統括する。
- 4 常務理事は、専務理事を補佐し、常務を処理する。
- 5 常任理事は、常任理事会を構成し、理事会から委任を受けた業務を執行する。
- 6 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、この会の業務を執行する。
- 7 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 財産及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会、理事会又は厚生労働大臣に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは第 4 章の定めにかかわらず、総会又は理事会を招集すること。
- 8 専務理事及び常務理事は、常勤とする。

(役員の任期)

第 15 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第 16 条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において、出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬等)

第 17 条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問及び参与)

第 18 条 この会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が理事会の承認を得てこれを委嘱する。
- 3 顧問は自ら意見を述べ、参与は会長の諮問に応じて意見を述べることができる。

第4章 会 議

第1節 総 則

(会議の種類)

第19条 この会の会議は、総会、理事会及び常任理事会とする。

(議事録)

第20条 この会の会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会議の構成員の現在員数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - (6) その他議長が必要と認めた事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印をしなければならない。

第2節 総 会

(種 別)

第21条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

構 成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

第23条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、この会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開 催)

第24条 通常総会は、毎年度2回(事業年度終了後3箇月以内及び事業年度開始前)開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求したとき。
- (2) 正会員の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があつたとき。
- (3) 第14条第7項第4号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招 集)

第25条 総会は会長が招集する。

2 会長は、前条の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第27条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第28条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決権等)

第29条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の者を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

第3節 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款に別段の定めがある事項のほか、次に掲げる事項を審議決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会において議決した事項の執行に関する事項
- (3) 定款の執行に必要な細則の制定改廃に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しないもののうち重要な会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第32条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第7項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その日から30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合においては、この限りでない。

(議 長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

第35条 理事会については、第27条から第29条までの規定を準用する。この場合において、第27条から第29条までの規定中「総会」、「正会員」及び「前2条」とあるのは、「理事会」、「理事」及び「第27条及び第28条」とそれぞれ読み替えるものとする。

(緊急審議事項の議決)

第36条 会長は、緊急を要する審議事項について理事会を招集することができない場合は、書面による表決を求めることができる。

- 2 前項の場合、理事の過半数が同意したときは、理事会の議決があったものとみなす。
- 3 会長は、議決結果を遅滞なく理事に通知しなければならない。

第4節 常任理事会

(構 成)

第37条 常任理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事をもって構成する。

(権 能)

第38条 常任理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 理事会に付議すべき事項
 - (2) 理事会の議決により委譲された理事会の権能(第31条第1号に規定する事項の議決を除く。)にかかる事項
 - (3) 前2号に定めるもののほか、会長が必要と認めた事項
- 2 前項第2号の規定により常任理事会が審議決定した事項は、これを次の理事会に報告し、その承認を求めなければならない。

(開 催)

第39条 常任理事会は、次の場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 常任理事現在数の3分の1以上から招集の請求があったとき。

(招 集)

第40条 常任理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号により請求があったときは、その日から30日以内に常任理事会を招集しなければならない。
- 3 常任理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合においては、この限りでない。

(議 長)

第41条 常任理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

第42条 常任理事会については、第27条から第29条までの規定を準用する。この場合において、第27条から第29条までの規定中「総会」、「正会員」及び「前2条」とあるのは、「常任理事会」、「常任理事」及び「第27条及び第28条」とそれぞれ読み替えるものとする。

第5章 専門部会

(専門部会の設置)

第43条 この会に第4条の事業を行うに必要な事務を処理するため、理事会が必要と認めた専門部会を置くことができる。

2 前項の専門部会の構成、事業内容、運営その他必要な事項については、理事会の承認を経て、会長が定める。

第6章 支 部

(支 部)

第44条 この会は、必要な地に支部を置くことができる。

2 支部に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第45条 この会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第46条 この会の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第47条 この会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第48条 この会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決を経なければならない。

2 前項の事業計画及び予算は、毎会計年度の開始の日から3箇月以内に厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 事業計画及び予算を変更する場合は、総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決を経て、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(暫定予算)

第49条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第50条 この会の事業報告及び決算は、会長が毎会計年度終了後、事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録として作成し、監事の監査を受け、総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決を経なければならない。

2 当該会計年度終了後3箇月以内に前項に規定の書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添えるものとする。

(長期借入金)

第51条 この会が資金の借入をしようとするときは、1年以内に償還する短期借入金を除き、総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣に届け出なければならない。

(会計年度)

第52条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計規程)

第53条 この章に定めるもののほか、この会の財務及び会計に関し必要な事項については、理事会の議決を経て、会長が会計規程を別に定める。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第54条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第55条 この会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項第2号の規定によるほか、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の認可を経て解散する。

(残余財産の処分)

第56条 この会の解散のときに有する残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の許可を得て、この会と類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

(清算人)

第57条 この会が解散したときは、会長が清算人となる。

第9章 事務局

(事務局)

第58条 この会に、事務局を置く。

2 事務局は、この会の会務に関する事務を行う。

3 事務局の組織その他事務局に関し必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

(事務局長)

第59条 事務局に、事務局長を置く。

2 事務局長は、会長の定めるところによりこの会の事務を掌理し、事務局の職員を指揮監督する。

3 事務局長の任免は、常任理事会の同意を得て、会長が行う。

(幹事の委嘱)

第60条 会長は、この会の事務を推進するために必要に応じ幹事を委嘱することができる。

(情報公開)

第61条 この会は、次の業務及び財産等に関する資料を主たる事務所に備えておき、閲覧の請求があった場合には、これを閲覧に供するものとする。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿
- (3) 会員名簿
- (4) 事業報告書
- (5) 収支計算書
- (6) 正味財産増減計算書
- (7) 貸借対照表
- (8) 財産目録
- (9) 事業計画書
- (10) 収支予算書

第10章 補 則

(委 任)

第62条 この定款に定めるもののほか、この会の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則(昭和63年4月1日)

(施行期日)

- 1 この定款は、労働大臣の設立許可があった日から施行する。
- 2 この会の設立当初の役員は、第12条及び第14条の規定にかかわらず設立総会で選任し、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、昭和64年の通常総会終了時までとする。
- 3 この会の設立初年度の事業計画及び予算は、第34条の規定にかかわらず労働大臣の設立許可があった日から昭和64年3月31日までとする。
- 4 この会の設立初年度の事業計画及び予算は、第42条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。

附 則(平成元年8月11日)

この定款は、平成元年8月11日から施行する。

附 則(平成3年4月5日)

この定款は、平成3年4月5日から施行する。

附 則(平成5年6月29日)

この定款は、労働大臣の変更認可のあった日から施行する。ただし、第4条第4号、第12条第4項、第15条第2項、同第3項、第42条、第43条及び第45条の2の規定は、時短促進法第14条第1項の指定を受けた日から施行する。

附 則(平成6年4月1日)

この定款は、労働大臣の変更認可のあった日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 31 日）

この定款の一部変更は、厚生労働大臣の変更認可のあった日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 31 日）

- 1 この定款の変更は、厚生労働大臣の変更認可のあった日から施行する。

附 則（平成 16 年 6 月 8 日）

- 1 この定款の変更は、厚生労働大臣の変更認可を受けた後、平成 16 年 7 月 5 日から施行する。

附 則（平成 18 年 7 月 21 日）

- 1 この定款の変更は、厚生労働大臣の変更認可のあった日から施行する。